

写

公開

11主資計第249号
平成11年11月16日

23区都税事務所長 殿
(固定資産税課)
(固定資産評価課)

主 税 局 長
(公 印 省 略)
(資産税部計画課)

賦課期日後に老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る
固定資産税及び都市計画税の減免について (通達)

現在我が国では、本格的な少子高齢社会の到来に備え、高齢者や子どもなど支援を必要とする人々に、必要なサービスを的確に提供することのできるしくみづくりが急がれている。都においても、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や保育所(以下「老人福祉施設等」という。)の施設整備は、特に重要な課題とされているところである。

これらの施設の用に供される固定資産は、賦課期日においてその本来の用に供している場合に、固定資産税及び都市計画税が非課税となる。(地方税法(以下「法」という。)第348条第2項第10号)

しかし、老人福祉施設等の建設は国や都の補助金等を受けるためその指導及び日程に従って行われていること、施設開設に際しては一度に多数の人材を確保する必要があることなどから、施設の開設が4月となることが多い。この場合、施設が開設された年度分については、賦課期日現在非課税用途に供していないことからこれまで納税の協力を求めてきたが、開設に至るまでの手続きの特殊性を考慮すべきであるという意見が多く出されている。

こうしたことから、少子高齢社会に対応した福祉サービスを充実させることの重要性及び開設手続きの特殊性にかんがみ、賦課期日を過ぎて老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、新たに減免を講じることとする。

については、その取扱いを下記のとおり定めたので、適切に処理されたい。

記

1 減免の対象

(1) 減免の対象は、賦課期日現在において、建設中である家屋の敷地、開設準備中の家屋(固定資産税の課税対象となるもの)及びその敷地等で、賦課期日経過後に次のいずれかの施設又は事業(以下「施設等」という。)の用に供された固定資産である。

ア 社会福祉法人が経営する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4、第20条の5)

イ 社会福祉法人及び後記(2)アからウまでに掲げる者が経営する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人福祉センター(老人福祉法第20条の2の2、第20条の3、第20条の6、第20条の7)

ウ 社会福祉法人及び後記(2)アからエまでに掲げる者が経営する老人介護支援センター(老人福祉法第20条の7の2)

エ 社会福祉法人及び後記(2)アからウまでに掲げる者が実施する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業(老人福祉法第5条の2)

オ 社会福祉法人並びに後記(2)ア、ウ、オ及びカに掲げる者が経営する保育所(児童福祉法第39条)

(2) 社会福祉法人以外で、前期(1)イからオまでに掲げる施設等を経営することができるのは、次の者である。

ア 民法第34条の法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会

イ 健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)、商工組合連合会(組合員に出資をさせないものに限る。)、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、農業者年金基金、農林漁業団体職員共済組合

ウ 医療法人

エ 前記アからウまでに掲げる者以外の者で老人福祉法第6条の2の規定により市町村から委託を受けた者

オ 学校法人

カ 前記ア、ウ及びオに掲げる者以外の者で児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた者

2 減免の適用

(1) 減免の適用にあたっては、前記1(1)に掲げる施設等の用に供された日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度(以下「当該賦課期日に係る年度」という。)分の固定資産税及び都市計画税のうち、その用に供され減免申請がなされた日以降初めて到来する納期限に係る分から減免する。

なお、当該賦課期日に係る年度の翌年度分については、非課税となる。(法第348条第2項第10号。平成13年度以後の年度分については、第10号の2、第10号の3、第10号の7。)

(2) 社会福祉法人又は前記1(2)に掲げる者(以下「社会福祉法人等」という。)が、当該賦課期日に係る年度分のほかにその前年度分の納税義務も負っている場合で、1月1日以後2月末日(土・日曜日、祭日に該当する場合にはその翌日。)までの間に施設等の用に供し減免申請を行った場合には、当該賦課期日に係る年度分のみならず、前年度第4期分の税額(随時課税の場合、現年度7、10、12月課税分にあつては第2回分の納期限に係る税額とし、現年度2月課税分にあつてはその年度に係る税額とする。)も減免の対象とする。

(3) 社会福祉法人等以外の者が前記1(1)に掲げる施設等の用に供する固定資産を所有し、

社会福祉法人等へ貸し付けている場合は、無償貸付の場合に限り減免対象とする。この場合の減免の適用方法は、前記（１）及び（２）による。

3 減免の対象となる固定資産

減免の対象となる固定資産は、前記１（１）に掲げる施設等の運営上直接必要な土地、家屋及び償却資産をいうが、その具体例は、別表のとおりである。

減免対象部分の認定にあたっては、各部分の名称にとらわれず、使用実態等をかんがみて判断すること。また、この認定は、翌年度以降の非課税対象部分の認定と同様のものとする。

4 減免割合

減免対象とする固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の納付すべき税額の１０割を減免する。なお、当該固定資産に減免対象外部分が存在する場合には、当該固定資産全体に対する減免対象部分の割合（小数点以下第５位切り上げ）を減免割合とする。

5 事務処理

（１）減免申請

減免の申請にあたっては、「固定資産税減免申請書」（東京都都税条例施行規則第１４６号様式）に次の書類を添付させるものとする。

ア 法人定款又は寄付行為

イ 開設許可書又は事業開始届出書等、施設等の種類及び開設等の日が確認できる書類

ウ 土地利用図及び家屋平面図

エ その他（減免対象部分の認定等のため、必要に応じて、施設管理規定やパンフレット等）

（２）減免決定

減免の決定にあたっては、減免決定の決議書（別紙参照）を作成する。

（３）電算入力

減免コードは「５６」（特別事情減免）を使用する。

6 根拠規定

本減免措置は、東京都都税条例第１３４条第１項第４号及び東京都都税条例施行規則第３１条第１項の規定に基づくものとする。

7 適用関係等

（１）本減免措置は、平成１２年度以降の固定資産税及び都市計画税について適用する。

なお、前記２（２）に該当する場合に限り、平成１１年度第４期分より適用することができる。

（２）本減免措置の適用にあたっては、主税局長へのりん議は要しない。

8 留意点

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や保育所については、施設が完成した後、補助金等交付担当部局における竣工検査及び施設の開設認可がなされたうえで、はじめて開設できるという手続き上の特殊性がある。本通達は、このことと、少子高齢社会へ向けた施策の重要性とを勘案して、特例的な取扱いとして定めたものであること留意すること。

老人福祉施設等に係る減免対象資産の具体例

施設又は事業	減免対象資産の具体例
養護老人ホーム	居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、寮母室、面接室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室
特別養護老人ホーム	居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、寮母室、看護婦室、機能回復訓練室、面接室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、霊安室
老人デイサービスセンター	事務室、相談室、浴室、食堂、厨房、作業及び日常動作訓練室、介護者教育室、休養室、便所
老人短期入所施設	居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、寮母室、看護婦室、機能回復訓練室、面接室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室
軽費老人ホーム	居室、応接室（又は相談室）、静養室、医務室、集会室（又は娯楽室）、食堂、炊事室、洗面所、浴室、洗濯室、便所、事務室、宿直室、消火設備、避難設備及び避難空地
老人福祉センター	所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、診察室、検査室、栄養指導室、保健資料室、機能回復訓練室、集会及び運動指導室、教養娯楽室、図書室、浴場、便所
老人介護支援センター	事務室、相談室、会議室、介護機器展示のための設備
老人居宅介護等事業	事務室、ホームヘルパーステーション、相談室
老人デイサービス事業	老人デイサービスセンターと同じ
老人短期入所事業	老人短期入所施設と同じ
痴呆対応型老人共同生活援助事業	居室、居間、食堂、洗面所、浴室、便所、職員室
保育所	乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場

※ これらは、各施設等の設置及び運営に係る基準によって、必ず設置しなければならないと定められている設備である。したがって、これらの用に供されている固定資産については、施設等の運営上直接必要なものと認定することができる。